

## 社会福祉法人おおいそ福祉会 法人役員・評議員の報酬について

### 1. 理事の報酬

(1) 理事長 「理事長の報酬に関する規程」による。

(2) 理事長以外の理事

第45回評議員会（平成29年6月17日）3号議案決議による。

### 2. 監事の報酬

第45回評議員会（平成29年6月17日）3号議案決議による。

### 3. 評議員の報酬

定款第8条の規定による。

(参考)

#### 理事長の報酬等に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人おおいそ福祉会理事長の報酬等について必要な事項を定める。

第2条 この規程は、社会福祉法人おおいそ福祉会理事長の報酬等について必要な事項を定める。

2 理事長には、報酬を支給する。

第3条 理事長が、業務のため出張したときは、旅費を支給する。  
旅費の種類及び額は、おおいそ福祉会職員旅費支給規程の例による。

第4条 報酬、通勤手当及び旅費の支給方法については、おおいそ福祉会 かたつむりの家職員の例による。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

2 理事長の報酬額は、月額50,000円とする。

附則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 理事長には、おおいそ福祉会役員等旅費支給規程は適用しない。

3 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

第43回評議員会（平成29年6月17日）

3号議案 決議 役員の報酬

- 1 役員の報酬の総額は、1会計年度について120万円の範囲とする。
- 2 理事長の報酬については、「理事長の報酬等の規程」（平成15年4月1日施行、平成16年12月1日改正・施行）による。
- 3 理事長以外の役員は、無報酬とする。

社会福祉法人おおいそ福祉会 定款 （抄） 評議員の報酬等

（評議員の報酬等）

第 八 条 評議員の報酬は、無報酬とする。



